

おおさか ふ し き じ に ほ ん ご き ょ う い く す い し ん か ん
大阪府識字・日本語教育の推進に関する
き ほ ん て き ほ う し ん
基本的な方針

れ い わ ね ん が つ
令和8（2026）年7月

おおさか ふ
大阪府

目次

だい しょう	第1章	はじめに	1
ほうしんさくてい	1	方針策定の背景と趣旨	1
ほうしん	2	方針の位置づけ	3
ようご	3	用語の定義	4
だい しょう	第2章	識字・日本語教育の推進の基本的な方向	7
しきじ	1	識字・日本語教育推進の目的	7
ふ	2	府の責務	9
かくしゅたい	3	各主体に期待される役割	9
くに	(1)	国	9
しちょうそん	(2)	市町村	9
こくさいこうりゅうきょうかいとう	(3)	国際交流協会等	10
かんけいき かん	(4)	関係機関、関係団体等	10
じぎょうぬし	(5)	事業主	10
ふ みる	(6)	府民	11
かくしゅたい	4	各主体との連携	11
だい しょう	第3章	識字・日本語教育の推進の内容に関する事項	13
しきじ	1	識字・日本語教育による学習機会の充実	13
ち いき	(1)	地域における学習機会の充実	13
がいこく	(2)	外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実	15
がいこくじんりゅうがくせいとう	(3)	外国人留学生等の学習機会の充実	18
がいこくじんろうどうしゃとう	(4)	外国人労働者等の学習機会の充実	19
ふ みる	2	府民の理解と関心の増進	21
だい しょう	第4章	おわりに	22

※ 本方針は、平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」の理念をふまえており、各取組の推進を通して、関連するゴールの達成に貢献します。



第1章 はじめに

1 方針策定の背景と趣旨

「ことば」¹を学び、用いることは、一人ひとりが主体的に生きることと自由を支え、人と人との関係を築き、尊厳をもって自分らしく生きられる社会をつくるための基盤であり、すべての人に保障されるべき基本的な権利です。大阪府では、誰もが尊厳をもって自分らしく、安心して学び、暮らし、働くことができる社会の実現をめざして、識字・日本語教育の充実に取り組んできました。

大阪府における識字・日本語教育のあゆみは、昭和39（1964）年に地域で最初の同和地区識字学級が誕生したことに始まります²。社会的に不利な立場にあり十分な教育を受けられなかった人びとが、自らの力で文字や言葉、社会のありようを学ぶために集まったのが識字学級の始まりです。識字学級では、差別や貧困、障がいなどにより学校に通えなかった人びとに加え、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人や、中国をはじめ外国からの帰国者など、多様な背景のある人びとが学び合ってきました。また、支援者として関わってきた学校教職員や地域住民ボランティアも学習者に学んできました。こうした識字学級の実践は、大阪府における人権保障としての言語保障の理念と識字・日本語教育の基盤を形づくってきました。

国際化の進展に伴い、外国から来日する人びとが増えると、日本語を学びたい人びとのために、各市町村、地域の国際交流協会、関係団体などによって、日本語教室等が各地に設けられるようになりました。これらの日本語教室等のなかには、識字学級の実践を継承したものもあり、多様な背景や国籍の人びとがともに学ぶ「識字・日本語教室」として運営されるなど、学びの場の多様な展開がみられます。

¹ 本方針において「ことば」とは、母語・日本語などの言語そのものに加え、文字の読み書き、自己の思いや考えを表現し他者と意思疎通を図る多様な手段を含め、人が日々の生活を営み、社会に参画し、自己を形成していくために必要な力ととらえます。

² 同和地区とは、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」をいいます。我が国では同和問題の解決に向け、平成14（2002）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が積極的に進められてきました。

また、学校教育の場においても、外国につながるのある子どもたちの増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒への対応が進められてきました。日本語指導や母語・母文化を尊重した学習を支援する人員の配置、特別の教育課程の編成などが行われており、教育委員会や学校が連携しながら体制整備を進めています。加えて、教職員による授業改善や教材開発、保護者とのコミュニケーション支援など、現場の工夫を重ねた柔軟な取組が広がり、子どもたちが安心して学び、学校生活に主体的に参加できる環境づくりにつながっています。

さらに、義務教育を実質的に受ける機会がなかった人びとに教育機会を保障するため、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が開設されています。中学校夜間学級は、すべての人がことばを学び、主体的に社会参加することを支える場として機能しており、不登校経験のある人や外国籍の人を含む多様な背景のある人びとが学んでいます。

一方、大学や専門学校、日本語教育機関では、留学生等に対して専門的な日本語教育が提供されています。また、就労の場においては、技能実習、特定技能、経済連携協定（E P A）などの制度により来日した人びとに、入国前や就労現場での研修、企業や監理団体による支援などを通じて、さまざまな形で日本語に触れる機会が設けられています。業務に必要な日本語の支援が行われている職場もあり、働く場における意思疎通の工夫が進められています。

国においては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28（2016）年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。）や「日本語教育の推進に関する法律」（令和元（2019）年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。）に基づき、多様な学びの機会の保障推進や、日本語教育の推進に向けた施策が進められています。

令和2（2020）年国勢調査では、大阪府内において、小学校または中学校を卒業していない人が42,399人存在することが明らかとなっており³、成人基礎教育の機会

³ 「小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人」（未就学者）が8,515人、「小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人」が33,884人存在し、特に未就学者については、全国で最も多い状況にあります。

を確保し、だれもが必要な学びを得られる社会を実現するための取組を継続していくことが依然として求められています。

また、令和6（2024）年末現在、大阪府に暮らす外国人住民は約33.4万人に達し⁴、府人口の約26人に1人が外国人となっています。多様な背景のある人びとが、教育・就労・生活の場で円滑に意思疎通を図り、かつそのような場に主体的に参画できるようにするために、識字・日本語を学ぶことのできる環境の一層の充実が求められています。

大阪府における識字・日本語教育の取組は、地域、学校、大学、職場など多様な学びの場が並行して広がり、社会の変化に応じて発展してきました。こうしたあゆみと上述した法制度の趣旨をふまえ、府内における識字・日本語教育のさらなる推進を図り、すべての人が安心して暮らし、互いに尊重し合いながらともに生きる社会の実現に向けて、「大阪府識字・日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定します。

2 方針の位置づけ

本方針は、日本語教育推進法第11条に基づき、大阪府における識字・日本語教育の推進に関する施策の基本的な方針として策定するものです。

策定にあたっては、教育機会確保法の理念をふまえるとともに、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2（2020）年6月閣議決定、令和7（2025）年9月改訂）をふまえます。

府、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主等が連携し、あらゆる場における取組を一層促進するため、大阪府の関連する指針、方針及び計画と整合性を図りながら一体的に推進していきます。⁵

⁴ 「在留外国人統計」令和6（2024）年12月調査 法務省出入国在留管理庁

⁵ 令和8（2026）年3月、行政と民間が連携した大阪識字・日本語協議会より、「大阪府内における識字・日本語学習活動のさらなる充実に向けたあり方について（提言）」が策定されました。（第3章1節（1）参照）

3 用語の定義

(1) 識字

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）では、元来「識字」を「日常生活で用いられる簡単で短い文章を理解して読み書きできること」と定義されてきました。しかし、その後の社会変化等を背景として、識字は単なる文字の読み書き技能にとどまらず、「読み書き・計算の力、文脈を理解する力、仕事に必要な力、デジタル機器を活用する力、テレビ・インターネット・ソーシャルメディア等から得られる情報を判断・理解し、適切に活用する力を含むもの⁶」として位置づけられるなど、その捉え方が広がっています。

本方針では、こうした今日的な観点をふまえ、「識字」について、以下のとおり幅広い概念として捉えることとします。

● 人権の基盤としての識字

すべての人に保障されるべき基本的な人権であり、学習権の保障、教育を受ける権利及び社会的平等の実現を支える前提となるもの。また、自らの権利について理解し、行使するために必要な力。

● 生活の基盤としての識字

公共交通、医療、行政手続等、日常生活に必要な情報を理解し、適切に活用する力。また、デジタル社会において、文字情報やインターネット、さまざまなメディアを通じて情報を収集し、判断・活用する力。

● 社会参加のための識字

自らの意見や考えを適切に表現し、他者と意思疎通を図る力。さらに、地域社会やより広い社会に主体的に参画し、協働するための基盤となる力。

⁶ S D G 4 - Education 2030, Part II: UNESCO Strategy for Youth and Adult Literacy (2020-2025) - Action Plan (UNESCO, 2020)

- **自己実現のための識字**

学びを通じて自分らしく生きるための力であり、単なる文字や言葉の習得にとどまらず、人生を主体的に切り拓く基盤となるもの。

(2) 日本語教育

本方針において「日本語教育」とは、日本語に習熟していない外国人や日本国籍を有する人びと（以下「外国人等」という。）が、日本語を習得するために行われる教育や活動をいいます。

日本語教育は、外国人等が自分らしく生活を営み、社会に参画するための基盤であり、「識字」と同様に人権保障として位置づけられます。

日本語教育には、具体的に次の内容が含まれます。

- **多文化共生の基盤形成**

日本語教育を通じて、異なる言語や文化的背景のある人びとが相互理解を深め、ともに学び合う環境づくり。

- **社会参加のための支援**

外国人等が地域社会において生活し、学び、働くための日本語習得支援。

- **言葉に対する権利の保障**

日本語を通して、意見を表現し、自分らしく生活し、尊厳を持って生きるために不可欠な教育。

- **日本語習得のための教育**

外国人等が日常生活、就学、就労等に必要な日本語を体系的に学ぶための教育。

以上、整理してわかるように、「識字」と「日本語教育」の概念はその多くが重なっています。

おおさか ふ しき じ に ほん ご きょういく しき じ がっきゅう じっせん つちか じんけんそんちょう り ねん
大阪府における識字・日本語教育は、識字学級の実践に培われた人権尊重の理念
はいけい しき じ に ほん ご きょういく そう ご かんれん あ いったいてき と く
を背景に、識字と日本語教育を相互に関連し合うものとして一体的に取り組んでき
ました。

第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向

1 識字・日本語教育推進の目的

大阪府における識字・日本語教育の推進は、すべての人がことばを通じて自らの思いや考えを表現し、他者とつながり、主体的に生きる力を育むことを目的としています。ことばは、個人の尊厳を支える基盤であり、教育・就労・生活のあらゆる場面において欠かせないものであるとともに、社会への参画を可能にする重要な手段です。

大阪府では、識字学級の実践に根ざした地域の取組と、国際化の進展に伴って広がった多様な学びの場での取組を通じて、識字・日本語教育の充実に努めてきました。こうした経緯をふまえ、多様な背景のある人びとが、安心して学び、暮らし、働きながら、ことばを通じて社会に参画できる環境を整え、ともに生きる社会の実現をめざします。

また、識字・日本語教育の推進にあたっては、日本語教育推進法の基本理念のつとめとともに教育機会確保法の基本理念をふまえ実施する必要があります。

これらの目的や基本理念のもと、大阪府は、だれもがことばを通じて自らの可能性を拓き、互いに尊重し合いながらともに生きる社会の実現に向けて、識字・日本語教育のさらなる推進を図っていきます。

〔日本語教育推進法の基本理念〕

- 第3条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。
- 2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。
- 3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
- 4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

- 5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。
- 6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- 7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

〔教育機会確保法の基本理念〕

- 第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

2 府の責務

大阪府は、「ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利である」との理念のもと、国、市町村、識字・日本語教育に携わる関係機関・団体等との適切な役割分担をふまえ、府内各地域の実情に応じた識字・日本語教育の推進に向けた体制整備、実態把握及び方針の策定を行います。あわせて、市町村の識字・日本語教育担当者や指導者・支援者に対する研修機会の提供、府内関係者のネットワークづくり、他事業との連携・協力や広報活動、国への要望活動などを実施します。

3 各主体に期待される役割

大阪府における識字・日本語教育の取組は、識字学級の実践を基盤としながら、地域、学校、大学、職場など多様な学びの場が広がり、社会の変化に応じて発展してきました。歴史的背景と社会的変化をふまえ、今後さらに充実した環境を整えるためには、国、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主、府民など、各主体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して取り組むことが欠かせません。以下に、各主体に期待される役割を示します。

(1) 国

国は、教育機会確保法及び日本語教育推進法に基づき、多様な学習機会の保障と、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定・実施する責務を担っており、必要な法制度の整備や財政的支援などの措置を講じることが求められます。また、日本語教育の現状や政府の施策について資料を作成し、ウェブサイト等を通じて適切な方法で公表することが求められます。

(2) 市町村

市町村は、識字・日本語学習を必要とする住民にとって最も身近な基礎自治体として、各自治体において識字・日本語教育推進のための体制を整備し、地域の実情に応じた識字・日本語教育を実施することが求められます。

識字・日本語学習を必要とする住民のニーズの把握や地域住民の理解を図ること、
識字・日本語学習者や識字・日本語教育に携わる人⁷からの相談に応じること、学
習支援者の養成に努めることが望めます。また、府や各主体と連携し、市町村内
外の識字・日本語教育に携わる人や情報リソースを活用して、域内における識字・
日本語教育の推進を図ることが望めます。

(3) 国際交流協会等

大阪府国際交流財団(OFIX)は、地域の国際交流や多文化共生を推進する中核的
民間国際交流組織として、地域の国際交流協会やNPO、支援団体等との既存のネ
ットワークを活かし活動しています。また、地域の国際交流協会等においては、
NPOや支援団体、外国人等住民とのネットワークを活用し、外国人等住民の活躍の
機会や地域住民との交流の場を提供する役割を果たしてきました。今後さらに、こ
れらの取組を推進することが望めます。

今後このようなつながりを活かし、府と連携して府内の識字・日本語教室等に関
する情報提供などに取り組むことが期待されます。

(4) 関係機関、関係団体等

識字・日本語教育に関わる関係機関や関係団体等⁸は、それぞれの専門性や地域と
のつながりを活かし、多様な背景のある人びとの学びを支える重要な担い手です。

これらの機関や団体は、学習支援、相談対応、教材開発、学習環境の整備、学習
者どうしや地域住民との交流の場づくりなどを通じて、識字・日本語教育の推進に
貢献しています。行政や他の関係主体と連携・協働し、地域の実情に応じた柔軟で
持続可能な支援体制の構築に寄与することが期待されます。

(5) 事業主

外国人等を雇用する事業主は、府や市町村が実施する識字・日本語教育の推進に

⁷ 地域の識字・日本語教室で活動する学習支援者、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、地域
国際交流協会やNPO等の支援スタッフなど

⁸ 日本語教育機関、大学等の教育機関、NPO、ボランティア団体、外国人等の生活支援を行う団体
など

関する施策に協力するとともに、雇用する外国人等が職務や生活を円滑に営むために必要な日本語を、本人の希望や状況に応じて習得できるよう、学習機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められます⁹。

また、雇用する外国人等の家族に対しても、同様の支援に努めることが求められます。

(6) 府民

府民は、「ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利である」との理念を共有し、地域社会の担い手として、多文化共生の地域づくりに参画することが期待されます。

識字・日本語学習を必要とする住民は、自らの文化的背景や経験を活かしながら、学習活動を通じて地域とのつながりを深め、安心して暮らし、主体的に社会参加することができるようになることが望まれます。

また、地域住民は、識字・日本語教育が多様な文化を尊重し、活力ある共生社会の実現に資するとの理解のもと、「やさしい日本語」や「読み仮名表記」などの活用や識字・日本語教室への参画、地域活動を通じて、識字・日本語学習を必要とする住民との相互理解と協働を促進することが期待されます。

4 各主体との連携

大阪府は、識字・日本語教育に関する市町村ごとの状況や教育現場の実情をふまえ、関係部局が連携して、国、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主、府民など、識字・日本語教育に携わる各主体と連携し、必要な調整・支援体制を整えます。

また、市町村や関係団体等との情報共有、人材育成、事業の連携・協働を通じて、

⁹ 本方針の記述は、事業主全般に対する一般的な期待を示すものです。特定技能Ⅰ号外国人を受け入れる事業主については、法務省「Ⅰ号特定技能外国人支援に関する運用要領」（平成31（2019）年編、令和7（2025）年一部改正）に基づき、日本語学習機会の提供が義務的支援として定められています。また、令和9（2027）年施行予定の育成就労制度においても、日本語教育の機会提供が義務化される予定です。

府内全域^{ふ ないぜんいき}における識字・日本語教育^{しきじ にほんごきょういく}の推進^{すいしん}を図り、だれもがことばを^{はか}学び、安心^{まな あんしん}して暮らし、主体的^{しゅたいてき}に社会参加^{しゃかいさんか}できる環境^{かんきょう}づくりを^{ささ}支えます。

第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項

1 識字・日本語教育による学習機会の充実

(1) 地域における学習機会の充実

大阪府では、識字・日本語学習活動の充実について、基本的人権に関わる課題であり、成人の基礎教育を保障するものであるとの認識のもと、昭和39（1964）年に地域で最初の同和地区識字学級が生まれて以来、府内各地に広がった識字・日本語教室の実践を基盤として、施策・事業を展開してきました。平成17（2005）年には「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」が策定され、施策の理念と方向性が明確化されました。さらに、平成25（2013）年には大阪識字・日本語協議会¹⁰が結成され、行政と民間のネットワークによる連携体制が構築されました。平成28（2016）年には、同協議会において「大阪府内における識字・日本語学習活動促進のための課題整理報告書」が取りまとめられ、以後、報告書に記載された「7つの課題」をふまえ、各市町村や関係機関・団体等と連携しながら取組の推進が図られてきました。令和8（2026）年3月には、同協議会によって「大阪府内における識字・日本語学習活動のさらなる充実に向けたあり方について（提言）」が策定されました。同提言では、これまでの実践の蓄積を踏まえつつ、識字・日本語学習活動が人権保障として果たしてきた役割を改めて整理するとともに、今後の取組を推進していくうえでの基本的な方向性や課題が示されています。

近年、地域における識字・日本語教室では、学習を希望する外国につながる人びとが増加するとともに、不登校等により十分な義務教育を受けることができなかった人びとなど、これまで以上に多様な背景をもつ人びとが参加するようになっています。識字・日本語教室では、活動に参加する学習者の目的や学習に向かう姿勢、求められる内容も一層多様なものとなっています。また、外国人等住民の集住地域と散在地域の存在や、識字・日本語教育を支える人びとの地域的な偏在などにより、学習機会の確保には地域差が生じています。こうした状況のなかで、地域

¹⁰ 大阪識字・日本語協議会の構成団体 大阪府、大阪市、堺市、識字・日本語連絡会、大阪府人権協会、識字・日本語センター及び関係団体等

の実情に応じた柔軟な取組が求められており、地域における識字・日本語教育の体制整備と学習環境の充実が重要な課題となっています。

令和7（2025）年時点で、大阪府内には200を超える識字・日本語教室があり、5,576人の学習者と2,778人の学習支援者が¹¹、それぞれの目標に応じて学び合い、支え合う活動を展開しています。こうした教室は、単なる言語習得の場にとどまらず、学習者や支援者が自分の生活や人生を見つめ直し、自信を育み、自分らしく生きることの大切さに気づく場でもあります。人と人が出会い、支え合い、ともに学ぶ合うその場は、学習者にとっても支援者にとっても孤立することなく地域で生き生きと暮らすことにつながる「居場所」・共生について考える場としての役割を果たしています。

大阪府は、こうした地域の取組が継続的かつ効果的に行われるよう、関係機関や関係団体との連携を通じて、学びの環境づくりを後押しし、学習機会の確保、担手の育成、学習内容の質の向上などを支援するとともに、識字・日本語教室に関わる人びとが人権に根ざした教室づくりを進められるよう、情報提供や研修機会の充実に努めるため、以下の施策を推進します。

● 地域の実情に応じた学習機会の確保と継続的な運営支援

地域の課題や生活背景に応じた柔軟な学習機会の確保に向けて、市町村が主体となって識字・日本語教室の運営に取り組むとともに、域内で活動する関係団体等による教室の状況を把握し、可能な限り支援を行えるよう促します。また、市町村の取組を支援するとともに、府内の識字・日本語教室の現況調査を通じて実態を把握し、識字・日本語センター¹²と協働して教室情報を府民に提供することで、学びの場へのアクセスを促進します。

¹¹ 「識字・日本語教室活動状況調査」令和7（2025）年10月調査 大阪府教育庁

¹² 識字・日本語センターは、平成14（2002）年に開設され、大阪府、大阪市、堺市、財団法人大阪府人権協会（現一般財団法人大阪府人権協会）、社団法人大阪市人権協会、識字・日本語連絡会等、行政・民間のネットワークを生かした協力と連携により、識字・日本語学習に関わる相談や情報の発信など7つの機能を果たすため運営されてきました。平成27（2015）年からは、ボランティアにより運営され、行政とも連携しながら、大阪府内の識字・日本語教室の情報や各種教材、研修等イベントの情報などの発信をしています。

● 学習支援の担い手の育成とネットワークづくりの促進

学習者の権利保障にむけてともに考え行動するとともに学び合う支援者の育成を進めるとともに、教室を越えて支援者どうしがつながり、経験や知見を共有できるネットワークづくりを促進します。市町村識字・日本語学習担当者連絡会議や識字・日本語学習コーディネーター会議などを通じて、地域間の連携と支援体制の強化を図ります。

● 人権に根ざした教室づくりの推進

学習者一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、安心して自分らしく存在できる場として人権が保障された教室づくりを支援します。差別や排除のない学びの空間の育みを支援することで、地域全体の人権意識の向上にもつなげます。その一環として、学習者が自らのことばで語り合い、互いの経験や思いを共有できる人権学習や交流の機会を設け、教室の枠を越えたつながりと人権の学びを広げます。

(2) 外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実

大阪府内では、外国につながるのある子どもたちが年々増加しており、その教育環境は言語・文化・生活背景の多様化により、ますます複雑化しています。令和7(2025)年度において、日本語指導が必要とされる児童生徒は、小学校で4,417人(義務教育学校前期課程を含む)、中学校で2,712人(同後期課程を含む)、高等学校で773人、支援学校で18人に上り、合計で7,920人が日本語指導を必要としています¹³。これは、教育現場において言語支援の必要性が広範かつ継続的に存在していることを示しています。

さらに、令和7(2025)年度における外国人の子どもの就学状況を見ると、大阪府では、不就学の子どもの22人、就学状況が確認できていない子どもが1,090人存在しており¹⁴、教育機会の保障に向けたさらなる支援が求められています。これらの

¹³ 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和7(2025)年5月調査 文部科学省

¹⁴ 「外国人の子供の就学状況等調査」令和7(2025)年5月調査 文部科学省

子どもたちは、出身国・地域や母語・母文化、家庭内での言語環境、来日年齢、在留資格、保護者の就労状況など、さまざまな要因が重なり合うなかで生活しており、特定地域への集住化と散在化の両方が進行していることから、地域ごとの教育ニーズも一層多様かつ複雑になっています。

教育は、すべての子どもにとって成長の基盤であり、社会とのつながりを築く重要な手段です。外国につながるのある子どもたちが、言葉の壁や制度の理解不足、孤立感などによって学びの機会を失うことがないように、教育現場だけでなく、家庭や地域、行政、そして社会全体が連携し、子ども一人ひとりの状況に寄り添った支援を行うことが必要です。

大阪府では、こうした状況に鑑み、「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（令和6（2024）年2月 大阪府教育庁）を策定しました。本指針もふまえ、すべての子どもが安心して学び、自己の可能性を伸ばしていけるよう、以下の施策を推進します。

● 就学促進の支援

外国につながるのある子どもが義務教育を受ける機会を確保するため、市町村と連携し、就学前から義務教育への円滑な接続を考慮しつつ、不就学児童の把握、就学状況の確認、保護者への情報提供を通じて、教育機会の保障に努めます。多言語による就学案内の送付や、返信がない場合の家庭訪問など、各市町村の工夫された取組を広く共有し、就学支援の充実を図ります。

● 受入れ体制の整備

学校現場における通訳・翻訳支援、相談窓口の設置、WEBサイト等における多言語での情報発信、教職員等への研修などを通じて、外国につながるのある児童生徒等の受入れに必要な体制を整備し、安心して学べる環境づくりを推進します。あわせて、優れた実践事例の共有や学校間の連携を促進するため、ICTの活用を含め、情報交換のためのネットワークづくりを進めます。

● 日本語指導の充実

日本語指導が必要な児童生徒に対して、個別の指導計画の策定、専門人材の

はいち とくべつ きょういく かてい へんせい しどうほうほう くふう つう げんご しゅうとく きょうか
配置、特別の教育課程の編成、指導方法の工夫などを通じて、言語習得と教科
がくしゅう ていちゃく はか しえん がくりよく きばん どうじ がっこうせい
学習の定着を図ります。ことばの支援は、学力の基盤であると同時に、学校生
かつ てきおう じ ここうていかん けいせい ちよっけつ じゅうよう ようそ がっこうげん
活への適応や自己肯定感の形成にも直結する重要な要素であるため、学校現
ば れんけい こま しえん じゅうじつ とく にほんご しどう じゅうじつ
場と連携し、きめ細かな支援の充実に取り組みます。また、日本語指導の充実
はか きょうしよくいん けんしゅう きかい ていきょう
を図るために教職員への研修機会を提供します。

● 教科指導、生徒指導、進路指導の充実

にほんご りかい くわ きょうか ないよう りかい ささ しえん がっこうせいかつ てきおう しん
日本語の理解に加え、教科内容の理解を支える支援、学校生活への適応、進
がく しゅうしよく む しんろ しどう こ しょうらい みす ほうかつてき きょういく しえん
学・就職に向けた進路指導など、子どもの将来を見据えた包括的な教育支援
おこな じどうせい とどう しょうらい しんろ みずか せんたく じ こじつげん
を行います。あわせて、児童生徒等が将来の進路を自ら選択し、自己実現を
はか かんけい きかん れんけい きょういく じゅうじつ はか
図ることができるよう、関係機関と連携したキャリア教育の充実を図ります。

● 母語・母文化の尊重

がいこく じどうせい とどう けいせい ささ ぼ
外国につながるのある児童生徒等のアイデンティティ形成を支えるため、母
ご がくしゅう しえん ぼぶん か りかいそくしん はか じどうせい とどう みずか
語による学習支援や母文化の理解促進を図ります。また、児童生徒等が自ら
のルーツに誇りを持ち、本名を安心して使用できるような環境づくりにも取
り組みます。すべての子どもが多文化共生の感覚を育めるよう、互いの文化や
か ちかん そんちよう あ まな あ ば すす
価値観を尊重し合いながらともに学び合える場づくりを進めます。

● 保護者への支援と情報提供

ほごしゃ きょういくせいど がっこうどう とりくみ りかい かてい がっこうどう しんらいかんけい きず
保護者が教育制度や学校等の取組を理解し、家庭と学校等が信頼関係を築き
ながら、子どもの学びを支えられるよう、「やさしい日本語」や多言語資料を
かつよう じょうほうていきょう そうだん しえん じゅうじつ はか
活用した情報提供と相談支援の充実を図ります。

● ともに学ぶ環境の創出

たよう はいけい こ まな たが ぶんか か ちかん そんちよう あ
多様な背景のある子どもたちがともに学び、互いの文化や価値観を尊重し合
きょういくかんきょう せいび こくさいてき けんしき そな じんざい いくせい きょうせいしやかい
う教育環境を整備することで、国際的な見識を備えた人材の育成と共生社会
じつげん がいこくじんりゅうがくせいどう こうりゅう ちいさく がいこくじんどうじゅう
の実現をめざします。外国人留学生等との交流など、地域に暮らす外国人等住
民とのつながりを深めるよう取り組みます。また、あらゆる機会を通じて、教
しよくいん じんけんかんかく たか たが ゆた か とりくみ
職員が人権感覚を高めることで、互いのちがいを豊かさに変えていける取組を

かさ 重ね、すべての子どもの人権を守る学校づくりを推進します。

● 中学校夜間学級との連携と支援

中学校夜間学級は、さまざまな理由により義務教育を修了できなかった人びとや、実質的に十分な義務教育を受けることができなかった人びとに対して、義務教育の機会を提供することを目的としています。令和7（2025）年12月現在、府内に11校ある中学校夜間学級では、さまざまな年齢や国籍の生徒が学んでいます。

大阪府は、中学校夜間学級を設置する市町村教育委員会と連携し、府内中学校夜間学級における教育活動の充実を図り、生徒一人ひとりが安心して学習できるように、情報提供や関係機関との調整を行うなど、必要な指導・助言、援助を行います。また、夜間中学の意義や役割についての認知度の向上を図り、学ぶ機会を必要としている人びとを学びの場につなぐことができるように、府内各市町村等と連携しながら広報活動に取り組みます。

（3）外国人留学生等の学習機会の充実

大阪府内には、令和6（2024）年時点で32,451人の外国人留学生在籍しており¹⁵、大学・専門学校・認定日本語教育機関などで学びを深めています。留学生は、進学や研究、専門的な技能の習得などを目的として来日し、日本語や日本の社会・文化への理解を深めながら、日々の学修に取り組んでいます。留学生一人ひとりが、日本での学びを通じて知識や経験を蓄積し、将来、国内外のさまざまな分野で活躍することが期待されています。

留学生は、学びに対する高い意欲と多様な文化環境への柔軟な対応力を有している一方で、学修・生活・進路の各段階において、さまざまな課題や困難等に直面しています。学習や生活に必要な日本語の理解や活用の難しさ、教育制度や在留制度に関する情報の不足、進路選択に関する支援の不十分さなどが挙げられます。特に、来日前の情報収集が困難な場合や、来日後に制度や生活環境に適応するまでに時間

¹⁵ 「外国人留学生在籍状況調査」令和6（2024）年5月調査 独立行政法人日本学生支援機構

を要するケースも少なくありません。こうした状況は、学びの継続や生活の安定に影響を及ぼすだけでなく、地域社会とのつながりや将来設計にも大きく関わるものです。

日本国内での就職や研究を希望する留学生が増加し、進路の多様化も進んでおり、学修の段階から社会への移行までを見据えた支援の必要性が高まっています。留学生が学びを通じて培った力を、地域社会や産業界で発揮できるよう、教育機関・支援団体・行政が連携し、切れ目のない支援体制を整えることが求められています。

留学生等に対する日本語教育については、大学・専門学校・認定日本語教育機関などが中心となって取り組んでおり、教育内容や支援体制の充実が図られています。大阪府では、こうした教育機関の取組を尊重しつつ、生活支援や進路支援、多言語による情報提供など、学びを支える環境づくりに重点を置いています。外国人留学生等が学修・生活・進路の各段階で必要な支援を受けながら、地域社会の一員として安心して暮らし、将来に向けて力を発揮できるよう、以下の施策を推進します。

● 生活支援と地域とのつながりの促進

地域社会の一員として安心して暮らせるよう、生活に必要な情報の提供や地域活動への参画を促進します。国際交流協会、支援団体等との連携を通じて、交流の場や相談体制の整備を進め、孤立の防止と地域への定着を支援します。

● 就職・研究への移行支援

日本国内での就職や研究を希望する留学生等が、職場などで円滑に意思疎通を図り、業務や活動に必要な日本語の理解や表現に対応できるよう、関係機関との連携による支援を進めます。就職セミナーや企業見学会、先輩留学生との交流機会、ビジネス日本語講座などを通じて、留学生等が進路の選択肢を広げ、自らの能力を社会で発揮できるよう支援します。

(4) 外国人労働者等の学習機会の充実

令和6（2024）年時点で、大阪府内の事業所で働く外国人労働者は174,699人に

のぼります¹⁶。「出入国管理及び難民認定法」(昭和26(1951)年政令第319号)が改正された平成2(1990)年以降、就労目的で来日する日系人の増加、平成22(2010)年の在留資格「技能実習」の創設及び平成31(2019)年の在留資格「特定技能」の創設などを経て、日本で働く外国人の数は増加を続けています。

令和6(2024)年には、技能実習制度に代わる新たな制度として「育成就労制度」の創設が法律で定められ¹⁷、令和9(2027)年の施行に向けた準備が進められています。この制度は、技能の習得と就労の両立を目的とし、特定技能制度との連続性を果たせることで、外国人が段階的に技能を高めながら安定的に就労を継続できるよう設計されています。また、特定技能への移行を通じて、一定の条件を満たすことで家族の帯同が可能となるなど、生活の安定や地域への定着を支える仕組みも整備されています。

なお、看護・介護分野においては、二国間の経済連携協定(EPA)に基づく特例的な制度もあり、看護師・介護福祉士候補者が国内の医療・福祉施設において就労・研修活動を行っています。これらの人材は、専門的な知識と技能を備え、日本語での対応力を高めながら、現場での実践を通じて質の高いケアの提供に力を発揮しています。

外国人労働者等が日本で安心して働き、地域社会の一員として生活していくためには、業務上必要となる専門的な日本語に加え、職場での円滑な意思疎通や生活に必要な日本語を身につけることが欠かせません。

国では、関係省庁や関係機関が連携し、在留資格や業種を問わず、外国人労働者等に対する体系的な日本語教育の質的・量的な充実を図ることが重要とされています。

大阪府では、こうした制度的背景や国の方針をふまえ、事業主等による外国人労働者等の日本語学習に関する取組が進められるよう、以下の施策を推進します。

● 事業主等への働きかけと経済団体等との連携

外国人労働者等に対する日本語学習支援について、事業主等がその責務と

¹⁶ 『「外国人雇用状況」の届出状況』令和6(2024)年10月調査 厚生労働省

¹⁷ 「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第60号)

して率先的に取り組むよう促すとともに、経済団体等との連携を通じて、企業による取組の促進に向けた情報提供を行います。

● 労働関係法規・ワークルールに関する啓発の実施

外国人労働者等が日本での就労にあたり、労働問題をめぐるトラブルを未然に防ぐことができるよう、労働関係法規やワークルールに関する知識の習得を目的とした啓発を行います。「やさしい日本語」や多言語による教材の活用を通じて、理解しやすい情報提供に努めます。

● 看護・介護分野における専門的な日本語対応力向上支援

看護・介護分野において、外国人労働者等が専門的な日本語での対応力を高め、質の高いケアを提供できるよう、医療・福祉施設による日本語学習や研修の取組が充実するよう支援します。利用者との円滑なコミュニケーションや業務の安全性向上に資する取組を促進します。

2 府民の理解と関心の増進

識字・日本語教育は、すべての人がことばを通じて自らの思いや考えを伝え、他者とつながり、主体的に社会参加するための重要な機会であり、多様性を尊重しながらともに生きる共生社会の基盤を支えるものです。ことばの壁を越えて互いに理解し合うことは、地域の安心・安全、教育、福祉、経済活動など、あらゆる分野において持続可能な社会の実現に寄与します。

大阪府は、府民一人ひとりが識字・日本語教育の意義を理解し、識字・日本語学習を必要とする人びとの背景や状況に対してともに考え行動し、学び合い、支え合う関係を築けるよう、広報・啓発活動を推進します。特に、「やさしい日本語」の活用や、地域における学習支援活動・交流の場への参画を通じて、相互理解と協働の促進を図ります。

また、識字・日本語教育に関する情報発信や先進的な取組の紹介、識字・日本語教育に関わる学習者や支援者とそれ以外の府民が交流し語り合う機会の創出、市町村や関係団体等による識字・日本語教室や交流活動への住民参加を促す取組への支

援などを通じて、すべての人びとが地域で安心して生活し、自分の力を活かして社会に参画できるよう、府民の理解と協力を広げていきます。

第4章 おわりに

大阪府における識字・日本語教育の取組は、社会の変化に応じて発展を続けてきました。識字学級の実践を基盤としながらも、国際化の進展や法制度の整備等を背景に、学校、地域、職場、大学など多様な場で学びの機会が広がっています。これらのあゆみは、「ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利である」という理念を具体化し、だれもが安心して学び、暮らし、働くことができる社会の実現に向けた重要な基盤となっています。

本方針では、教育的・経済的・文化的・言語的に多様な背景のある人びとが、教育・就労・生活の場で円滑に意思疎通を図り、主体的に参画できるよう、識字・日本語教育の充実を推進する方向性を示しました。すべての人がことばを学ぶ機会を等しく保障され、互いに尊重し合いながらともに生きる社会を築くためには、府、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主、府民など、あらゆる主体の協働と連携が必要です。

大阪府は本方針に基づき、庁内各部局が既存の会議体を有機的に連携させながら、市町村や関係団体等と協働し、地域の実情に応じた柔軟で持続可能な推進体制の整備を進めます。さらに、優れた実践の共有、学びを支える担い手の育成、情報発信を通じて、識字・日本語教育の一層の充実を図ります。そして、ことばを通じて一人ひとりが自らの可能性を拓き、安心して暮らし、尊厳をもって主体的に社会参加できる環境を整えることで、ともに生きる社会の実現をめざします。